○財務省告示第百七十六号

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十九条第一項第二号の規定に基づき、同号に規定する所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第百八十九条第一項に規定する財務大臣が定める方法及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める方法を定める件（平成二十四年三月財務省告示第百十六号）の一部を次のように改正し、平成二十七年一月一日以後に支払うべき法第二十九条第一項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき当該給与等については、なお従前の例による。

平成二十五年五月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

別表第三を次のように改める。

別表第三

その月の課税給与所得金額		税額の算式
以上	以下	
円	円	
162,500円以下		その月の課税給与所得金額×5.105%
162,501	275,000	その月の課税給与所得金額×10.210%−8,296円
275,001	579,166	その月の課税給与所得金額×20.420%−36,374円
579,167	750,000	その月の課税給与所得金額×23.483%−54,113円
750,001	1,500,000	その月の課税給与所得金額×33.693%−130,688円
1,500,001	3,333,333	その月の課税給与所得金額×40.840%−237,893円
3,333,334円以上		その月の課税給与所得金額×45.945%−408,061円

（注）税額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額をもってその求める税額とする。

○財務省告示第百七十七号

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二百十条第五号の規定に基づき、生命保険料控除の対象となる生命共済に係る契約を指定する件（昭和六十二年十二月大蔵省告示第百五十九号）の一部を次のように改正し、平成二十六年分以後の所得税について適用する。

平成二十五年五月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

第一号ホを削り、同号ヘを同号ホとし、同号トを同号ヘとする。

○財務省告示第百七十八号

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二百十四条第六号の規定に基づき、地震保険料控除の対象となる自然災害共済に係る契約を指定する件（平成十八年三月財務省告示第百三十九号）の一部を次のように改正し、平成二十六年分以後の所得税について適用する。

平成二十五年五月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

本文中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

○財務省告示第百七十九号

相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）第一条の二第一項第七号の規定に基づき、同号に規定する生命共済に係る契約を指定する等の件（昭和五十六年十月大蔵省告示第百二十五号）の一部を次のように改正し、平成二十五年六月一日から適用する。

平成二十五年五月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

本文中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

○国税庁告示第七号

国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第五条第一項ただし書の規定に基づき、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第一項ただし書に規定する国税庁長官が定める者を定める件（平成十八年国税庁告示第三十二号）の一部を次のように改正し、平成二十五年十月一日から適用する。

平成二十五年五月三十一日

国税庁長官　稲垣　光隆

第四号の次に次の一号を加える。

五　電子情報処理組織を使用して国税通則法第百二十三条第一項の規定による請求を行う者（第三号に掲げる者を除く。）のうち、当該請求に係る同項の証明書を国税局（沖縄国税事務所を含む。）又は税務署において書面により交付を受けようとする者

○経済産業省告示第百四十八号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百六十九号）の施行に伴い、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第四項第一号に掲げる工事が行われた家屋と一体となって効用を果たす太陽光の利用に資する設備として経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備に係る告示（平成二十一年経済産業省告示第六十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月三十一日

経済産業大臣　茂木　敏充

本則中「第四十一条の十九の三第四項第一号」を「第四十一条の十九の三第七項第一号」に、「太陽光の利用に資する設備」を「太陽光を電気に変換する設備」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○経済産業省
○国土交通省告示第四号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の五第四項の規定に基づき、平成二十一年経済産業省・国土交通省告示第四号の一部を次のように改正し、居住者が租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第三項に規定する一般断熱改修工事等をした同項に規定する居住用の家屋（当該一般断熱改修工事等に係る部分に限る。）を平成二十六年四月一日以後に同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用する。

平成二十五年五月三十一日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏

第一号中「第二十六条の二十八の五第七項」を「第二十六条の二十八の五第四項」に、「第四十一条の十九の三第一項第二号ロ」を「第四十一条の十九の三第三項」に、「同条第四項第一号」を「同条第七項第一号」に、「工事の種別及び地域の区分」を「工事の種別及び地域区分」に、「（住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成十八年経済産業省・国土交通省告示第三号）別表第1に掲げる地域の区分をいう。）」を「（エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第一号）別表第4に掲げる地域区分をいう。）」に改める。

第一号表中「地域の区分」を「地域区分」に、「Ⅳ、Ⅴ及びⅥ地域」を「1から8地域まで」に、「六千六百円」を「六千四百円」に、「Ⅰ及びⅡ地域」を「1、2及び3地域」に、「一万二千円」を「一万一千八百円」に、「Ⅲ、Ⅳ及びⅤ地域」を「4、5、6及び7地域」に、「八千円」を「七千七百円」に、「Ⅰ、Ⅱ及びⅢ地域」を「1、2、3及び4地域」に、「一万九千六百円」を「一万八千九百円」に、「Ⅳ及びⅤ地域」を「5、6及び7地域」に、「一万六千円」を「一万五千五百円」に、「Ⅰ及びⅥ地域まで」を「1から8地域まで」に、「二千五百円」を「二千七百円」に、「一万八千円」を「一万九千三百円」に、「五千円」を「五千七百円」に、「四千円」を「四千七百円」に改める。

第二号中「第二十六条の二十八の五第七項」を「第二十六条の二十八の五第四項」に、「第四十一条の十九の三第一項第二号ロ」を「第四十一条の十九の三第三項」に、「同条第四項第二号」を「同条第七項第三号」に、「七十三万五千円」を「五十三万七千二百円」に改める。

第二号表中「三万一千五百円」を「五万三千七百円」に改める。

第二号を第三号とし、同号の前に次のように加える。